

第2期石巻市教育振興基本計画

令和4年3月

石巻市・石巻市教育委員会

は し め に

教育委員会では、平成 29 年 3 月に石巻市教育振興基本計画を策定し、「学びが育む未来の担い手 心豊かなまち いしのまき」を基本理念とし、子どもたちが持つ個性や能力、可能性を最大限に生かしていくため、様々な事業に取り組んでまいりました。

この間には、グローバル化や急速な技術革新、高度情報化の進展などにより、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、学習指導要領の改訂、学校における働き方改革、GIGA スクール構想などの様々な教育改革が行われています。これからの変化が激しく予測が困難な時代の中で、子どもたちには変化を前向きに受け止め、主体的に学び、判断し行動する力を身に付けることが求められています。

今般、現行の石巻市教育振興基本計画が最終年度となることから、これまでの取り組みの成果を継承しつつ、近年の社会情勢の変化を踏まえ、今後 5 年間の施策の方向性を示すため、「第 2 期石巻市教育振興基本計画」を策定いたしました。

本計画では、教育施策の着実な実現に向け、学校、家庭、地域が連携・協力しながら様々な施策を展開していくこととしています。

本計画を教育等の振興に関する施策の大綱と位置づけ、市長と教育委員会がより一層の連携を図りながら、各施策の着実な推進に取り組んでまいります。

子どもたちがこれからの社会において必要となる生きる力を育むためには、学校だけではなく社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが必要です。

今後も引き続き、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、本市教育行政の推進に、御理解と御協力をお願いいたします。

石巻市長 齋藤 正美
石巻市教育委員会

石巻市民憲章

(平成20年4月1日制定)

太陽の恵みを受け、
太平洋と北上川に育(はぐく)まれた「日(ひ)高見(たかみ)の国(くに)」。
わたしたちは、この美しい郷土を愛し、
笑顔あふれる希望のまちをつくり伝えるため、
ここに市民憲章を定めます。

まもりたいものがある

それは 生命(いのち)のいとなみ

豊かな自然

つたえたいものがある

それは 先人の知恵

郷土の誇り

たいせつにしたいものがある

それは 人の絆(きずな)

感謝のこころ

わたしたちは 石巻で生きてゆく

共につくろう 輝く未来

目 次

第1章 計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 SDGsとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 石巻市の教育の現状と課題

- 1 石巻市の人口・児童生徒数の推計・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 石巻市の教育の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 石巻市の目指す教育

- 1 石巻市教育基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 3 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 4 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第4章 施策の展開

- 施策目標1 安全に安心して学べる教育環境整備の推進・・・・・・・・21
- 施策目標2 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実・・・・・・・・25
- 施策目標3 いのちを守る防災教育の推進・・・・・・・・・・・・・・34
- 施策目標4 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進・・・・・・・・35
- 施策目標5 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進・・・・・・・・・・37

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

我が国を取り巻く環境は、グローバル化、技術革新や高度情報化の進展、少子高齢化などにより、目まぐるしい変化をみせています。このような中、急激な変化への対応力を身に付け、子どもたちが自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動する生きる力を育むことが重要とされています。また、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

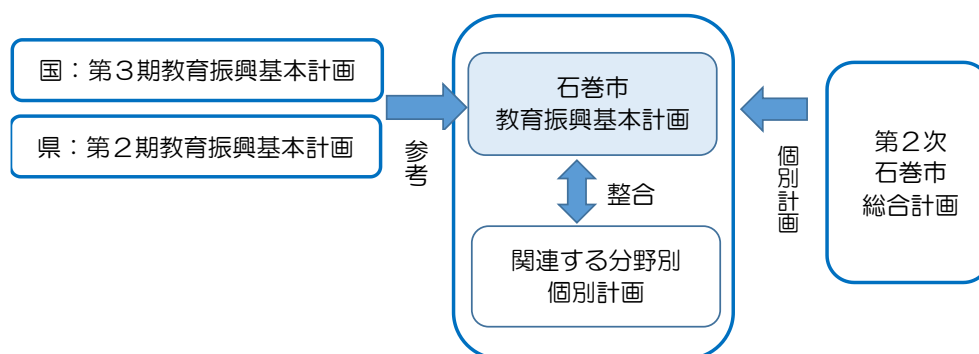
本市においては、平成29年に石巻市教育振興基本計画を策定し、「学びが育む未来の担い手 心豊かなまち いしのみき」を基本理念とし、子どもたちが持つ個性や能力、可能性を最大限に生かしていくため、様々な教育施策を展開してきたところです。

この現行計画が期間満了するにあたり、これまでの取組についての検証を行い、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化など、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後5年間の施策の方向性を示すため、第2期石巻市教育振興基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけるものです。

策定に当たっては、「第2次石巻市総合計画」及び本市の各分野の関連する計画とも整合性を図ることとします。



3 計画の対象期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正及び社会動向を踏まえて、必要な場合は見直すものとします。

4 SDGsとの関係

平成27年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、国際社会全体の共通目標です。

本市は、令和2年度にSDGsの達成に向けて優れた取り組みを提案した自治体として、内閣府から「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に合わせて選定されました。本計画においても「誰一人取り残さない」という基本的な考え方を踏まえながら、SDGsの目指す理念の共有を図ります。



本市の教育振興基本計画において関連するSDGs



目標2 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



目標11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

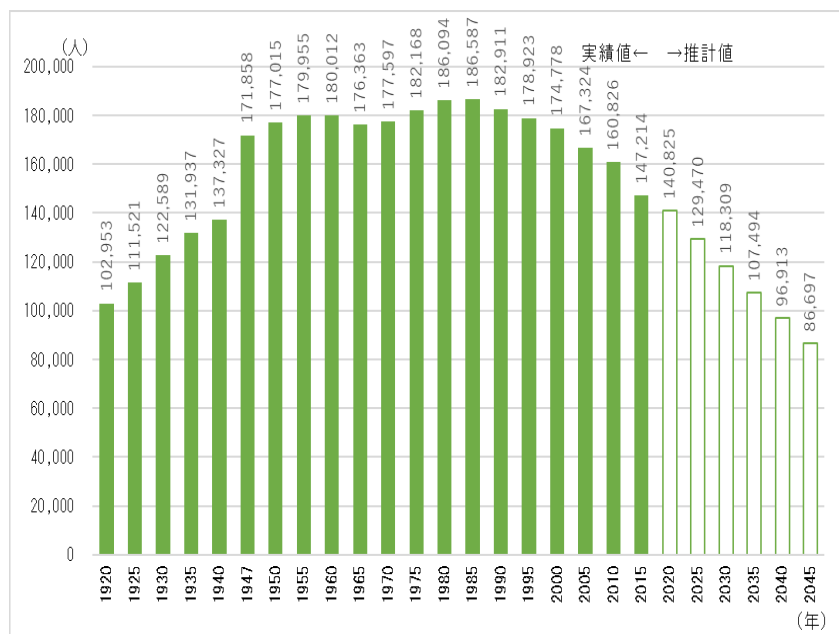
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

第2章 石巻市の教育の現状と課題

1 石巻市の人口・児童生徒数の推計

(1) 石巻市の人口推計について

本市の人口は1985年（昭和60年）以降から減少傾向が続き、今後も減少を続ける推計となっております。2040年頃には10万人を割り込み、これまでの最小値（国勢調査開始時の1920年）を下回ることが予想されます。

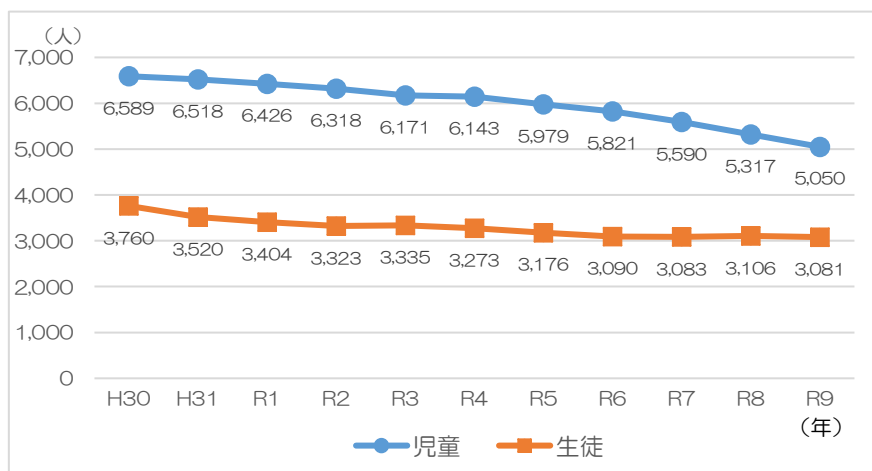


資料：2015年以前は国勢調査、2020年以降は社人研推計値

(2) 児童生徒数の推計について

市立小・中学校の児童生徒数の推移については、減少傾向が続いており、令和4年度以降は毎年約250人ずつ減少を続ける推計となっております。

児童生徒数の推移や施設の老朽化などを勘案し、学校施設のあり方について検討していく必要があります。



資料：石巻市教育委員会

2 石巻市の教育の現状と課題

(1) 学力について

石巻市教育委員会では、社会の変化に対応できる「生きる力」を育成する教育を推進するとともに、子どもたちの個性と能力を伸ばし、充実した学校生活を送ることができるよう、一人一人の子どもたちの教育的ニーズに合った教育を展開してきました。

また、基礎学力の向上を目指し、研修会等を開催し教員の指導力向上を図ってきました。そして少人数指導等により、個に応じて基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、教員と児童生徒、児童生徒間のコミュニケーションの場面を増やし、児童生徒の興味・関心を高めながら学ぶ楽しさや大切さ、分かる喜びを実感できる授業づくりなどの取組を行ってきました。少人数指導等は多くの小・中学校で行われておりますが、全国学力・学習状況調査の結果では、石巻市の児童生徒の正答率は全国平均を下回っているという現状にあります。また、家庭における学習習慣に関しても、平日1日当たりの学習時間は全国平均よりも短い傾向にあり、全国学力・学習状況調査において、「難しいことでも失敗を恐れずに挑戦しているか」という問いに対しては、「挑戦している」と回答した生徒の割合は、国や県の平均よりも低く、難しいことから逃げる・あきらめるといった意識の面での課題があります。

このことから、今後も、児童生徒の基礎・基本の確実な定着を図る取組を継続していくとともに、学習意欲の向上と学習習慣や生活習慣の定着を図るための取組が必要です。また、難しいことに挑戦する気持ちを育てるために、学校が、よりよい人間関係の構築や、感情・情動のコントロール力を向上させる仕掛けを意識的に設定し実施することや、急速に変化している社会を生きていく上で、「知・徳・体」のバランスのとれた力を身に付けていくことが求められています。そのため、より一層、教師の指導力の向上に向けて取り組んでいくことが必要です。

読書活動は、子どもが言葉を学び感性を磨き思考力や表現力を高め創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上でとても大切なものです。一方で、情報通信手段の普及・多様化など、子どもの読書活動を取り巻く環境は変化しています。特に、情報端末等を通じてインターネット上の文章を読んだり情報を検索したりすることが日常生活に定着しており、今後、子どもが情報通信技術を利用する機会は確実に増えていく状況を踏まえ、情報端末を活用した読書と従前の読書の双方の良さを生かした読書活動を支援する取組を推進する必要があります。

このほか、社会の変化に対応していくために、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら判断して行動する力、他者とともに協調し他人を思いやる気持ちや感動する心など豊かな人間性を育み、たくましく生きる子どもたちの個性と能力を最大限伸ばし、一人一人の子どもたちの教育的ニーズに合ったきめ細かな教育を推進していくことが求められています。

【平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果より】

●平均正答率 (％)

		石巻市	宮城県	全 国
小学校	国 語	58	62	64
	算 数	65	65	67
中学校	国 語	69	74	73
	数 学	52	58	60
	英 語	48	54	56

●平日1日当たりの学習時間 (％)

学習時間	小学校			中学校		
	石巻市	宮城県	全国	石巻市	宮城県	全国
3時間以上	5.8	7.8	12.4	6.7	6.8	9.9
2時間以上、3時間より少ない	13.7	16.6	16.9	18.7	23.8	25.6
1時間以上、2時間より少ない	44.6	43.7	36.8	35.3	36.6	34.3
30分以上、1時間より少ない	28.0	24.8	24.1	21.0	19.7	17.2
30分より少ない	6.9	5.7	7.8	10.7	8.5	8.4
全くしない	1.1	1.8	2.3	7.4	4.5	4.4
※うち、まとまった時間（小学生1時間以上、中学生2時間以上）家庭学習している割合	64.1	68.1	66.1	25.4	30.6	35.5

●難しいことでも失敗を恐れずに挑戦しているか (％)

	小学校			中学校		
	石巻市	宮城県	全国	石巻市	宮城県	全国
当てはまる	31.7	31.2	30.1	16.5	22.5	22.5
どちらかといえば当てはまる	50.1	47.9	48.9	50.2	48.3	47.8
どちらかといえば当てはまらない	15.8	17.1	17.6	28.5	24.6	25.0
当てはまらない	2.4	3.8	3.3	4.8	4.5	4.6

(2) 心の教育について

価値観や生き方の多様化が加速する現代社会において、都市化による社会全体のつながりの希薄化、地域社会や自然の中で体験を通して学ぶ機会の減少などが、子どもたちの心の成長にも大きな影響を与えており、個人主義的な考えの広がり、規範意識や社会性の低下といった課題が生じています。

いじめや暴力、SNSを介した他への攻撃などの児童生徒の問題行動の根底には、他を尊重する意識の低さや「思いやり」「感謝の気持ち」等の欠如があり、自分とは異なる考えや立場の人を受け入れる柔軟で広い心、人権に対する基本的な認識などを育てていくことが極めて重要です。

人権教育に関しては、これまで各小・中学校の教育課程の中に計画的に位置付けられ、「人権講演会」など様々な教育活動を通して実践してきました。

道徳教育に関しては、令和元年度より教科化されたことを受け、各校で授業改善が進み、「考え、議論する道徳」への転換が図られてきました。また、様々な道徳的価値と各教科・領域との関連を図りながら、学校の教育活動全体で行う道徳教育が推進されてきました。

全国学力・学習状況調査の結果では、「人の役に立つ人間になりたいと思うか」という質問に対して、肯定的な回答の割合は、小学校、中学校とも県、全国平均よりも高く、自己有用感や自尊感情はある程度育ってきていると言えます。しかしながら、「人が困っているときは、進んで助けているか」という質問に対して、肯定的な回答の割合は小学校では県平均よりも高いものの、全国平均よりも低く、中学校では県平均、全国平均よりも低いという結果になり、道徳的実践力に課題が見られます。

今後も引き続き、道徳的実践力を育成する取組や人権意識の醸成を図っていくとともに、様々な体験活動や地域の人々との交流などを通じ、自らを律し、周囲の人々と協調しようとする態度、他人を思いやる心や感謝の気持ちなど、豊かな感性と人間性を育む取組をより一層推進していくことが必要です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、子どもたちの心にも大きな影響を与えました。石巻市では震災後、児童精神科医による巡回相談や、子どもたちの心身の健康状態についての実態調査を実施してきました。震災を経験した子どもたちが成長し、10年を経過した現状としては、落ち着く傾向にありますが、今後も継続して子どもたちの心のケアに携わる者が一体となった心の支援体制を確立していく必要があります。

東日本大震災後の子どもたちの生活は、世界中の人たちからの支援により支えられてきました。復興が進んだ今となっても、震災の記憶を風化させず、日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに対する意識を高め、それらに対して感謝する気持ちと自分も誰かを支えようとする心を育てていくことも大切です。

【平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果より】

●人の役に立つ人間になりたいと思いますか

(%)

	小学校			中学校		
	石巻市	宮城県	全国	石巻市	宮城県	全国
当てはまる	73.6	74.2	74.7	65.1	68.8	71.1
どちらかといえば当てはまる	22.2	20.4	20.5	29.3	25.0	23.2
どちらかといえば当てはまらない	3.3	3.8	3.4	4.0	4.2	3.9
当てはまらない	1.0	1.6	1.3	1.3	1.8	1.8

●人が困っているときは進んで助けていますか

(%)

	小学校			中学校		
	石巻市	宮城県	全国	石巻市	宮城県	全国
当てはまる	40.6	39.7	40.4	26.5	35.6	34.6
どちらかといえば当てはまる	47.1	47.6	47.5	53.9	50.2	51.3
どちらかといえば当てはまらない	11.2	10.9	10.5	17.4	12.5	12.3
当てはまらない	1.1	1.7	1.5	2.2	1.7	1.7

(3) 体力・運動能力について

子どもたちがこれからの予測が困難な変化の激しい社会をたくましく生き抜いていくためには、心身ともに健康で体力が充実していることが不可欠です。石巻市ではこれまで、学校生活の中で体を動かす機会を意図的に設定するなどの取組を継続して行い、児童生徒の基礎体力の向上を図ってきました。

しかし、子どもの体力は、昭和60年ごろをピークに低下傾向にあり、運動をする子どもと全くしない子どもの二極化傾向も課題となっています。東日本大震災で学校が被災したことによる校庭の共用やスクールバス通学による運動機会、運動時間の減少など、震災が子どもたちの運動習慣に与えた影響は少なくありません。加えて昨今のコロナ禍による学校の休校、体育や部活動における様々な活動の制限等も子どもたちの体力や運動能力の向上を妨げている要因となっています。

令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、小学校5年生、中学校2年生とも体力合計点が県平均、全国平均よりも低い結果となっています。また、肥満傾向の割合が小学校5年生、中学校2年生ともに県平均、全国平均よりも高い結果となっており、特に中学校2年生では全国の値の1.5倍となっており大きな課題です。

子どもたちの体力と運動能力を向上させていくためには、幼児期からできるだけ多く体を動かす機会を与え、運動することの大切さについて意識付けを図っていくことが必要です。また、子どもたちの運動量の確保のため、学校生活の中で体育や部活動の時間以外にも体を動かす時間を意図的に設定するなど、運動する機会を充実させてい

く取組が必要です。更に、運動することの意義や効果について十分に理解させ、生涯を通じて運動に親しみ、健康で活力のある生活を送っていくための心構えもしっかりと育てていく必要があります。

また、子どもたちの健康管理については、生活習慣や食生活の乱れ等から生じる生活習慣病や肥満の低年齢化が大きな課題となっており、食物アレルギーなどと併せて現代的な健康課題への対応が必要となっています。子どもたちが正しい生活習慣や食に関する知識を身に付けることができるよう、家庭と連携した健康管理や食育をより一層推進する必要があります。

【令和元年度体力・運動能力調査結果より】

		小学校5年生			中学校2年生		
		石巻市	宮城県	全国	石巻市	宮城県	全国
体力合計点 (平均値)	男子	51.58	52.66	53.61	40.24	40.95	41.69
	女子	53.66	55.06	55.59	47.24	48.54	50.22
		小学校5年生			中学校2年生		
		石巻市	宮城県	全国	石巻市	宮城県	全国
肥満傾向 割合 (%)	男子	18.4	17.0	11.1	13.6	12.7	8.6
	女子	17.1	12.3	8.2	10.4	10.8	6.7

(4) 生徒指導について

生徒指導上の課題や問題行動の発生を未然に防止するには、児童生徒の心的成長を促す指導が重要です。積極的な生徒指導の充実を図るとともに、生徒指導上の課題の発生や深刻化につながる背景や要因などを多面的・多角的にとらえた深い児童生徒理解が大切になってきます。

不登校については、出現率が全国平均を超えており、要因が複合化するなど、複雑化、深刻化する傾向があり、個々のケースに合った対応が求められています。児童生徒一人一人に目を配り、不登校児童生徒を生まない学校づくりを進めることと、不登校児童生徒の実態を把握し、きめ細かな学習指導や生活面での支援など、学習権の保障と将来の社会的自立に向けたサポートを行っていく必要があります。

いじめ問題に関しては、石巻市ではこれまで「Stop! いじめ 子どもサミット」の開催や「心のメッセージ集」の発行などを通じて、子どもたちにいじめについて考え、いじめは決してしてはいけないものという意識を育んできました。

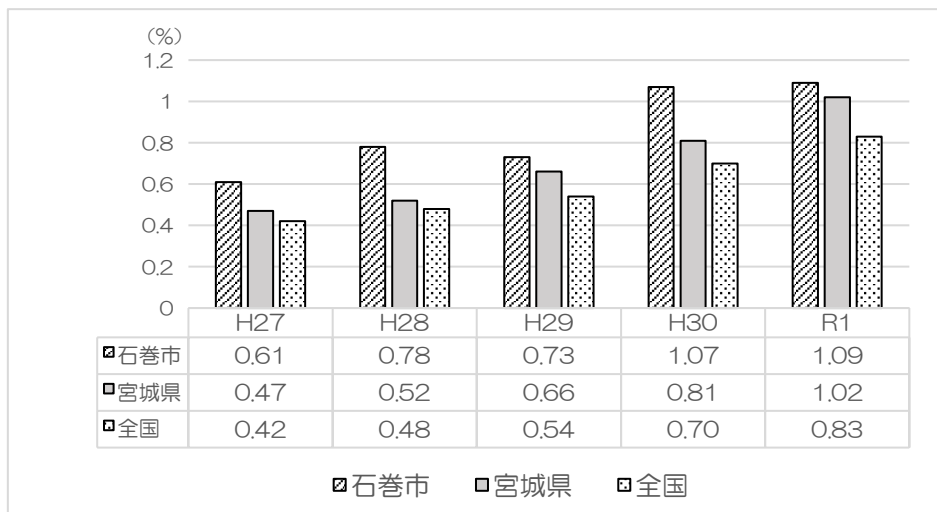
また、いじめは、いつ、誰に対しても起こりうるものとして、生活アンケートの実施、教育相談、児童生徒の見取りなど、いじめの早期発見、組織的認知を行っています。しかし、いじめの態様としてパソコンやスマートフォンなどによるSNS上のいじめや中傷が増えており、大人が気付きにくいことから陰湿化しているという問題があります。

いじめによりつらい思いをする子どもたちをなくすとともに、何気ない言動がいじめにつながってしまうこともあることから、自らが意識しないうちにいじめの加害者になってしまうことのないよう、自他の生命を大切にする心や人権を大切にする心の育成など、心の教育を推進していく必要があります。

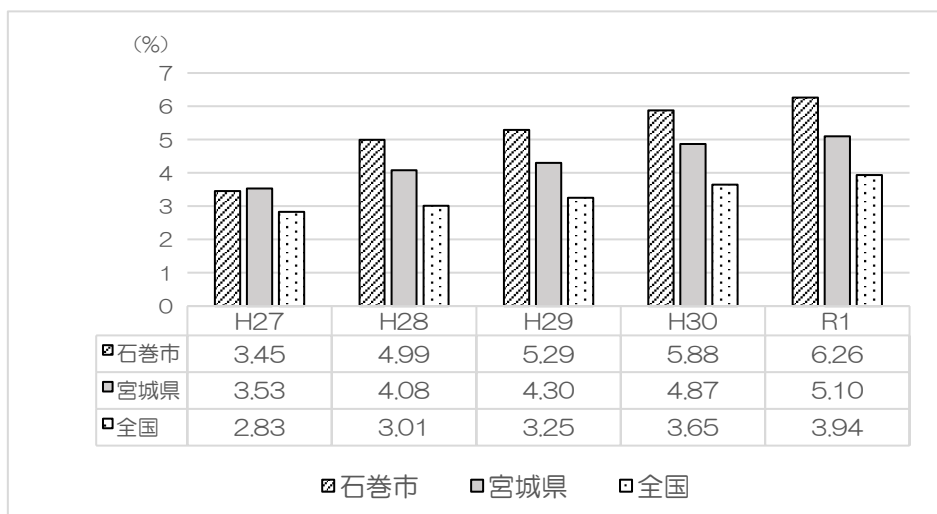
これまで、各校において、学校と家庭・地域、関係機関との連携体制を構築し、生徒指導の体制を築いてきました。校内においては、いじめ・不登校対策担当者を軸として、いじめ問題対策委員会やケース会議など校内体制を確立し、いじめ問題や不登校問題の解決に取り組んできました。今後は、教育相談体制の整備、教育委員会・学校における組織的な対応の推進を図り、より一層学校がひとつの組織として一丸となって対応していく必要があります。また、児童虐待防止に向けては、教育委員会・学校と市町村、児童相談所、警察等の関係機関との連携強化を図っていくことが必要です。

<不登校出現率>

○小学校

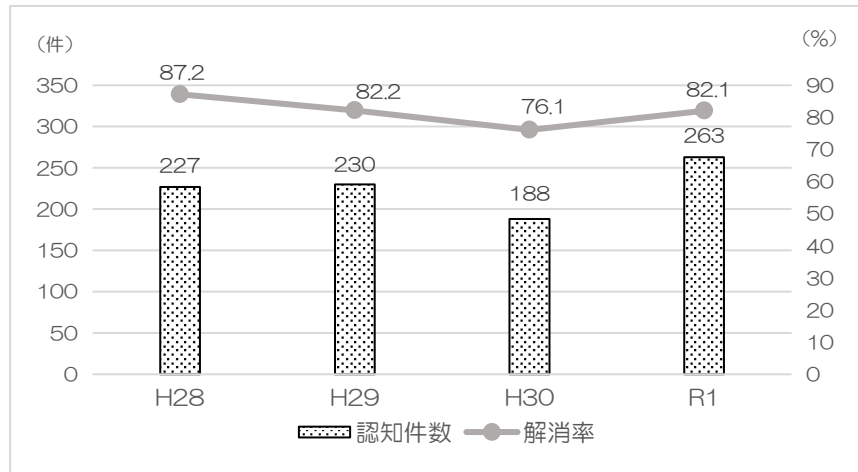


○中学校

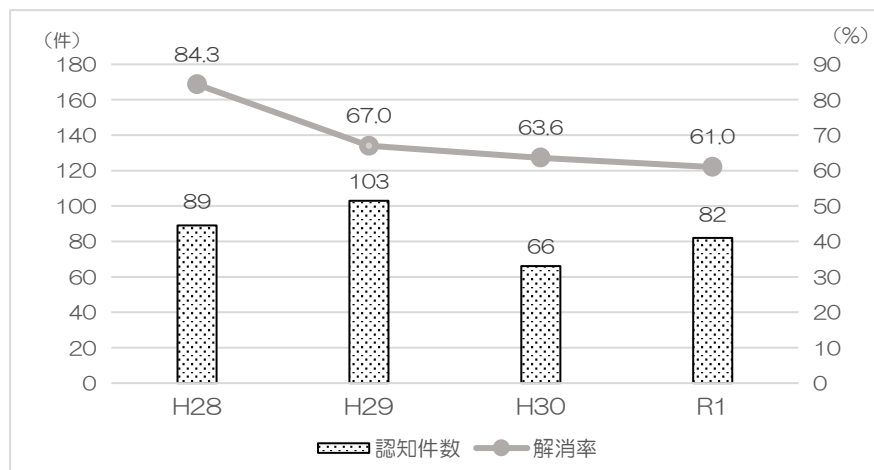


〈いじめ認知件数・解消率〉

○小学校



○中学校



※解消率について

学校では認知したいじめに対して指導しているところであるが、文部科学省では、いじめがなくなっても、その後少なくとも3か月間は経過観察期間として解消とはしないこととしているため、解消率が100%となっていないことが、いじめに係る行為が現在も継続しているということと同義ではない。

資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(5) 特別支援教育について

誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、多様な生き方を相互に認め合える全員参加型の共生社会が求められています。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

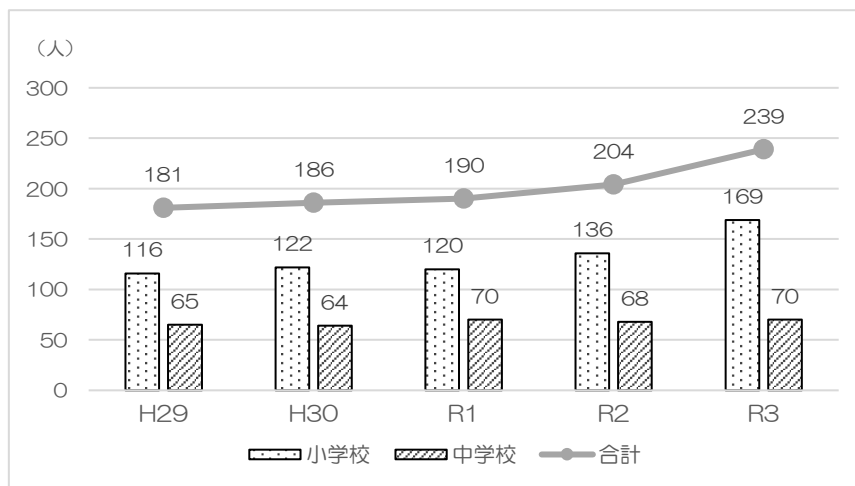
石巻市では、障害の状態や教育的ニーズを的確に把握し、切れ目のない連続性のある支援として、就学相談活動や定期巡回相談を充実させています。特別な支援を要する児童生徒が通常の学級でほかの児童生徒と共に学ぶことができるように、小・中学校に特別支援教育支援員を配置して、学習の補助等の支援を行い、障害のある児童生徒の学習面・生活面における充実を図ってきました。

また、言葉に問題を抱える幼児児童の早期発見と適正な就学を支援するため、「ことばの教室」の運営を行ってきました。

そのほか、特別支援学級に在籍する中学生が共同作業を通じ、社会的な自立と職業教育を受けることを目的として特別支援教育共同実習所を運営してきました。

インクルーシブ教育の推進を図りながら、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを追求しています。それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるよう環境整備や仕組みを整えていくとともに、学級担任等の指導力の向上を図り、共通理解の下で、校内の支援体制を築いていくことも求められています。

〈特別支援学級に在籍する児童生徒数〉



資料：石巻市教育委員会

(6) 防災教育について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、学校施設に甚大な被害をもたらし、未来ある尊い児童生徒の生命が多数失われました。

石巻市は、この経験と反省を決して忘れることなく、児童生徒の命を守ることを最優先とした防災教育を徹底し、児童生徒が確実に自らの命を守り抜く災害対応力を高めるとともに、教職員の防災教育指導力を向上させ、学校の防災管理の更なる充実に取り組む必要があります。

また、地域や家庭と連携した防災体制を充実するとともに、再びこの地を襲う可能性のある、地震・津波、その他様々な災害へのより強固な備えを行いながら、東日本大震災からの教訓を確実に次世代へと伝えていく、未来へつなぐ防災教育の充実を図っていくことが強く求められています。

(7) 幼児教育について

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な土台づくりの時期であり、この時期における教育・保育は、子どもの成長において重要な役割を担っています。

石巻市における幼児教育については、幼児期から児童期への発達、学びの連続性を踏まえ、市立幼稚園・保育所と小学校の連携を強化してきたほか、研修会の開催などにより教員・保育士の資質能力の向上を図り、教育内容の質の向上に努めてきました。

また、幼保一体化の推進として、平成27年4月に湊こども園、令和2年4月に北上こども園が幼保連携型認定こども園として開園し、幼稚園・保育所の枠を越えた新たな幼児教育の場として子どもたちの発育を支援しています。

今後も、文部科学省の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を意識しながら、幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携を進め、幼児期から児童期への円滑な移行を図り、親子間の愛着の促進、基本的な生活習慣の確立、豊かな体験活動による学びの促進、幼児教育の充実のための環境づくり等について、一貫した指導体制を構築していくとともに、子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」に基づき、関係課と連携しながら、質の高い教育・保育の提供に努めていくことが求められています。

(8) 高校教育について

石巻市では、かつて普通高校と商業高校の2校の市立高校を有し、それぞれ特色ある教育を行い、地域の発展に貢献できる多数の人材を輩出してきました。

しかし、少子化の影響や東日本大震災による校舎の甚大な被害等のため、2校を1校に統合・再編することとし、平成24年2月に策定した石巻市立高等学校統合事業基本計画に基づいて、平成27年4月に県内唯一の公立女子高等学校として石巻市立桜坂高等学校を開校しました。

開校時より校訓を「英知、精励、和敬」とし、豊かな人間性や品性をもち自立して生きる社会に有為な形成者として、郷土を愛し協同の精神をもった地域社会に貢献する人材育成を目指して、「品格教育、キャリア教育、学力保証」を教育の三本柱に位置付け、生徒たちの人間力を高めながら、一人一人の夢や目標の実現のために必要な資質と能力を育成しています。

平成31年3月に、「石巻市立高等学校将来構想委員会」において、桜坂高等学校の3年間の教育活動等の成果と課題について検討しました。その報告書によると、桜坂高等学校においては十分に魅力ある教育活動が展開されており、多くの生徒が石巻管内に就職し、地元貢献する人材を育成しているという検討結果を得ました。

しかし、近年少子化等の影響により定員割れが続いている状況であるため、更なる「学校の魅力向上」と「学校の魅力発信」が必要となります。

桜坂高等学校の生徒が新たな時代を切り拓く一人の女性として、急激に変化する社会を生き抜く力を身に付けていくことができるよう、地域における桜坂高等学校の社会的役割を明確にするとともに、地域社会や関係機関と連携・協働を進め、更なる魅力ある学校づくりと教育内容の充実を図っていくことが求められています。

(9) 学校教育環境について

全ての児童生徒の可能性を引き出す教育の質の向上及び学びの保障のため、安全・安心で質の高い教育環境の整備を図っていく必要があります。

少子化や東日本大震災の影響により適正規模を下回る学校が増加傾向にあることから、改めて学校の統廃合を含めた配置の在り方について見直すこととし、令和元年11月に「石巻市立小・中学校学区再編計画」を定め、学校の適正規模と適正配置の実現に向けて、教育委員会と学校、保護者及び地域住民が懇談会等を通じて議論を重ね、共通の認識を持って、統廃合を含めた学校の在り方について検討を進めています。

子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨しながら学ぶことのできる環境を整備するため、学校が地域コミュニティの核としての機能を有していることや、地理的条件、地域事業などにも配慮しながら、学校の統廃合を検討していくほか、小規模校においては十分な教育的効果を確認できる指導を行っていくことが求められています。

学校施設については、平成20年に策定した「石巻市立学校施設耐震化整備計画」に基づき学校の耐震補強工事を、東日本大震災により被災した小・中学校の復旧については、平成24年に策定した「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」に基づき再建を進め、耐震補強工事については平成27年度に、被災した小・中学校の復旧については令和元年度に完了し、学校施設の順次整備を図ってきましたが、施設の中には建設後、相当年数経過しているものが多数あり、中には、このまま放置しておく安全・安心をおびやかす危険要因となる箇所もありますので、令和2年度に策定した「石巻市立学校施設整備保全計画」に基づき、計画的に施設整備を進めていく必要があります。

学習環境については、各校のパソコン教室等の整備やGIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台端末の整備を行い、情報化社会に対応するICT環境の整備を図ってきました。今後は、整備した端末を最大限に活かし、学習環境の質の向上のため、整備を継続していく必要があります。

また、国の定める新学校図書館図書整備5か年計画に基づき、各校の学校図書館の蔵書の整備を行い、児童生徒の読書活動の推進を図ってきましたが、引き続き、学校図書の充実や活用促進のため、整備を継続していく必要があります。

また、すべての子どもたちが等しく学習機会を確保できるよう、経済的な格差が教育の格差につながらないように、就学援助費の支給など家庭を支える支援を引き続き行っていく必要があります。

このほか、充実した教育活動を行うため、よりよい授業づくりや質の高い教育活動を実践するための教職員研修の充実を通して、教職員の資質向上に取り組んでいく必要があります。

(10) 生涯学習について

石巻市では、平成18年に「石巻市生涯学習基本構想」を、平成20年に「石巻市生涯学習推進計画」を策定し、市民一人一人が生きがいのある心豊かな生活を送るため、「いつでも・どこでも・だれでも」生き生きと主体的に学び、市民が相互に学び合える学習社会を目指し、学習情報や学習機会の提供、学習に関する相談など、市民の学習活動を支援してきました。

また、市民が学習活動を通して得た成果や経験を生かし、豊かな地域社会を実現していくことを目指し、市民が地域に親しむ学習機会の充実や地域で活動を行っている企業団体などとの連携・協力を推進し、市民相互の学び合いの仕組みの整備を図ってきました。

しかし、市民の学習活動を促すリーダーや指導者となる人材が不足しているとともに、学習した成果を生かす場が少ないため、学習者の意欲向上や人材育成につながらない、という課題もあります。

また、東日本大震災による地域コミュニティや生活の変化なども、市民の学習意欲や学習活動に影響を与えています。

市民の生活スタイルや価値観は多様化しており、それに伴い市民の学習要望は今後さらにも変化していくと考えられることから、ニーズに対応した学習情報や学習機会の提供を行うことにより市民の自発的な学習活動を支援していくとともに、学んだ成果を地域社会へ還元する仕組みを整えることにより、さらに市民の学習活動を促進していくことが求められています。

(11) 文化芸術の振興、文化財の保全・活用について

文化芸術は、人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、心のつながりや相互理解を深め、心豊かな地域社会の形成とうるおいのあるまちづくりに寄与するものです。

東日本大震災の津波により、市民の文化芸術活動の拠点だった市民会館及び文化センターが被災し解体され、市内では震災以降10年にわたり、ホールや博物館における文化芸術活動の機会が失われていました。第1期計画ではその後継施設の整備を掲げ、令和2年度中に石巻市複合文化施設が完成し、市民の新たな文化芸術活動の拠点となりました。複合文化施設は芸術文化センターと石巻市博物館から構成され、幅広い文化芸術活動を展開することができます。芸術文化センターでは大小ホールを活用した文

化芸術の機会を提供し、石巻市博物館では石巻市の歴史・文化を活かした展示活動に取り組むことで、市民自らの生涯学習活動を推進し、施設を中心とした創造と交流の振興を図ります。

また、市内には多数の文化財が存在し、その調査研究が行われています。文化財については、ホームページや市報への掲載のほか、公開する機会を設けるなど、市民に文化財に対して親しみを持ってもらおう取組を行ってきました。

そのほか、神楽や獅子風流、はねこ踊りなどの伝統文化については、学校の授業のほか、様々な発表の場を通し、継承に努めていますが、後継者不足が大きな課題となっています。

このため、後継者の育成を図る取組として、市内の文化財や伝統文化・伝統芸能について学ぶ機会をつくることにより、郷土の歴史や文化に対する興味や関心、愛着を育み、次世代へ継承していくことが求められています。

(12) 家庭教育について

家庭教育は、保護者が子どもに対して行う教育のことで、基本的な生活習慣、自立心、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を持つものであり、人として生きていく上で最も基本的な教育の出発点です。

これまで、石巻市では、家庭教育学級の開催や家庭教育に関する啓発資料の配布などの取組により、家庭における教育の重要性について周知を図ってきました。

しかし、都市化や核家族化の進行、共働き・ひとり親家庭の増加、地域における人間関係の希薄化などの様々な要因により、子育てをめぐる家庭や地域の環境は大きく変化しており、身近に子育てについて相談出来る人がいないため、親が孤立しやすいという問題が生じています。

家庭の教育力の低下により、子どもたちの規範意識や他人への思いやり、人間関係を結ぶ上で必要な社会性についての課題や、ゲームやスマートフォンの影響による夜更かしや食事を抜くなどといった生活リズムの乱れが与える学力面や健康面への影響といった課題が生じています。

子どもにとって、一番身近な学びの場である家庭における教育力を高めるために、今後も保護者に家庭教育に関する学習機会の提供や啓発の推進を行うとともに、親同士が学び合うことの出来る意見交換や交流の場を創出していくことが求められています。

(13) 地域との連携・協働について

地域社会は、子どもたちが様々な体験や人との関わりを通し、自主性や社会性を身に付ける上で、重要な役割を担っています。地域の特色を生かした学校づくりと、地域と共に子どもを育てていくための取組として、これまで石巻市では、地域の教育資源を活用した授業の展開、協働教育推進事業の推進、放課後子ども教室の開設といった事業を実施してきました。

しかし、都市化や過疎化の進行、核家族化、価値観やライフスタイルの多様化といった事情が地域における人間関係の希薄化につながり、「地域で子どもを育てる」という考えが次第に失われてきています。地域と子どもたちのつながりが薄れ、地域の子どもたちに対する関心が低下することにより、子どもたちの安全確保という面に与える影響も無視できないものがあります。

子どもたちが心豊かにたくましく成長していくためには、地域との関わりは不可欠であり、学校と地域が連携・協働して子どもたちを見守り、育成していく体制を整備していくことが必要です。

また、地域における様々な人との関わりや体験を通して、子どもたちは、社会をたくましく生き抜いていくための力を得ていきます。今後も、子どもたちを地域全体で育てるという視点の下、地域と学校が連携・協働し、地域の教育資源を取り入れた豊かな学習機会を子どもたちに提供していく取組が必要です。

また、いじめや暴力行為、不登校など、学校をめぐる課題は多様化、複雑化しており、学校だけでは対応が困難な状況となってきています。これまでも学校評価や学校評議員制度の拡充など、地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを行ってきましたが、多様な課題に対応し、よりよい学校運営を行っていくためには、これまで以上に地域と学校との連携・協働を推進していくための体制整備を行っていくことが求められています。今後、コミュニティ・スクールの推進により、学校と地域が学校の運営方針や育てたい子ども像、地域の課題などを共有し、一体となってより質の高い教育の実現と地域の活性化を目指しながら、社会総がかりの教育を具現化していくことが求められています。

第3章 石巻市の目指す教育

1 石巻市教育基本方針

- ・豊かな情操と道徳性
- ・優れた知性と創造力
- ・すこやかな心と体

を重点に、市民の生涯にわたる学習の充実に努めます。

2 計画の基本理念

豊かな心を育み いのちを未来につなぐまち いしのまき

社会が激しく変化し、予測が難しくなるこれからの時代において、一人ひとりが自他の人権や個性を互いに尊重し、多様な人々と協働し支えあいながら、心豊かにたくましく自らの人生を切り拓くことができる力を育むこと、また、自他のいのちを大切に、ふるさと石巻市に愛着と誇りを持ち、ともに学びあい、進んで地域社会づくりに関わることで、学びから得た成果を未来の地域社会や次世代につなげていくことを目指し、基本理念を「豊かな心を育み いのちを未来につなぐまち いしのまき」とします。

3 計画の目標

(1) 安全に安心して学べる教育環境整備の推進

「社会を生き抜く力を育てる」ための前提として、学びの場である学校がまず安全に安心して子どもたちが過ごせる場であることが必要です。

学校の施設面での安全・安心を守るため、「石巻市学校施設整備保全計画」に基づき、計画的に学校施設の整備を進めていく必要があります。

また、気候の変化により近年日本各地で多発しているような様々な自然災害に備え、各学校が立地する地理的条件を考慮し、地域ぐるみの学校防災体制の充実を図るほか、通学路を含めた子どもたちの学校における安全を確保するため、防犯対策や交通安全対策を行い、防災意識を高めるとともに、学校安全の危機管理体制の充実を目指します。

このほか、子どもたちの学習機会を等しく確保していくとともに、子どもたちが良好で質の高い教育を受けることができるよう、教員の資質向上や学校の適正規模・適正配置の実現を含めた教育環境の整備・充実を目指します。

(2) 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

これからの社会は知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会の変化が急激に進展することが予測されます。

これからの時代を生き抜くためには、社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す「知識基盤社会」の時代に対応する力が必要となります。知識基盤社会にお

いては「課題を見つけ出し解決する力」「知識・技能の更新のための生涯にわたる学習」「他者や社会、自然や環境と共に生きること」などの変化に対応するための能力が求められます。

社会の変化に対応し、自ら学び、考え主体的に判断し行動する「知」、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性である「徳」、たくましく生きるため健康で過ごすことや体力を増進することなどの「体」の「知・徳・体」のバランスのとれた力を身に付ける必要があります。そして一人一人が確実に「生きる力」を身に付けるとともに、生涯にわたり、課題を見出し解決する力、知識技能の更新のための生涯にわたる学習、他者や社会、自然や環境と共に育むこと、そして課題解決のために知識や能力、スキルを生かそうとする態度を育成していくことを目指します。また、国際化社会や情報化社会に対応していくための力や、社会の形成者の一人として求められる力など、現代社会に必要な力を育成していくことを目指します。

石巻市の目指す教育は、様々な情報や出来事に対して、その目的に応じ必要な知識を使いながら自分の考えをまとめ、主体的に判断をしながら他者や社会と関わり合い、その過程の中で自分の良さを発揮しながら活動できるような主体的・能動的な能力を育てていきます。すべての子どもたちが生き生きと、その子どもの学びに合った教育を受け、十分にその個性と能力を生かしていくことができるようにすることです。

一方、学校教育の現場では、障害がある子どもや様々な要因から不登校になってしまいう子どもたち、そして増加している定住外国人の子どもなど、様々な子どもたちがいます。その子どもたちが、相互に認め合い、充実した学校生活を送るためには、その子どもの持つ教育的ニーズを的確に把握し、それに対応した切れ目のない連続性のある支援を行っていくことが必要です。

また、持続可能な社会の創り手として、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進を図りながら、それぞれの子どもが生きる力を身に付けていけるよう環境整備や仕組みを整えていくことを目指します。

このほか、人格形成の基礎となる幼児教育の質の向上と、県内唯一の公立の女子高等学校である桜坂高等学校の生徒が、新たな時代を切り拓く一人の女性として、急激に変化する社会を生き抜くために必要な力を身に付けていけるよう、高校教育の充実を目指します。

(3) いのちを守る防災教育の推進

東日本大震災からの時間の経過に伴い、震災の記憶の風化が懸念されるとともに、震災を経験していない児童生徒が年々増えています。また、気候の変化に伴い、全国各地で豪雨等の自然災害が頻発し、これまでの想定を超える被害が発生しています。このような現状を踏まえ、各校が立地する地域の地形を把握し、起こり得る自然災害への対応力を高め、いかなる状況下においても、児童生徒の命を守ることを最優先とする教職員を目指します。

また、子どもたちが災害に直面したときも、確実に自らの命を守り抜くことができるよう、復興・防災マップの作成等を通して地域の危険箇所や避難場所を把握したり、各校で様々な災害状況を想定した訓練を繰返し実施したりすることで、東日本大震災を教訓とした防災教育の充実を図ります。

(4) 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

子どもたちは、将来の石巻市の担い手であり、地域の財産です。子どもたちが健やかに成長していけるよう、学校だけではなく、地域や家庭と連携・協働して子どもたちの学びや育ちを支えていく必要があります。

都市化の進行や、人間関係の希薄化など、子育てに関する悩みを抱える保護者は少なくありません。すべての保護者が安心して家庭における教育を行うことができるよう、家庭教育に関する学習機会の提供や保護者の交流の場の創出など、家庭の教育力向上に向けた環境の整備を図ります。

(5) 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進

子どもたちにとって学びの場は、学校だけではなく、地域でもあります。子どもたちは様々な人々との関わりや体験からいろいろなことを学び、成長していきます。

幼児期や学齢期において地域の中で様々な学びの機会を得て、学びの習慣を身に付けた子どもたちが大人になり、生涯にわたり学び続け、学んだ成果を社会に還元し、豊かな地域社会を形成していくことを目指し、市民大学「まなび舎」による学習機会の提供や各公民館活動の充実など、市民がいつでもどこでも学び続けることのできる環境づくりを推進します。

文化芸術も心の豊かさや暮らしにうるおいを与えるものとして、欠かすことのできないものです。文化施設の整備を進め、優れた文化芸術に触れる機会の充実を図るほか、文化芸術活動を行う団体との連携を強化しながら、市民が文化芸術に親しむ環境を作ります。加えて、学校教育の中で優れた文化芸術に触れる機会を作り、子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。

また、石巻市に多数存在する文化財や優れた伝統文化・伝統芸能について、学校教育活動の中へ取り入れるほか、講座の開設などにより市民が知る機会を充実させ、石巻への誇りと愛着を育み、文化財や伝統文化・伝統芸能の保護・継承を推進していきます。

4 計画の体系

【 基本理念 】

豊かな心を育み いのちを未来につなぐまち いしのまき

【 施策目標 】

1 安全に安心して学べる教育
環境整備の推進

【 基本施策 】

- ① 教育環境の充実と学校施設整備の充実
- ② 児童生徒の安全の確保
- ③ 学習機会の平等
- ④ 教職員の資質能力の向上
- ⑤ 小・中学校の適正規模と適正配置の実現

2 社会を生き抜く力を育てる
学校教育の充実

- ① 確かな学力の向上
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 現代社会に対応した教育の推進
- ⑤ 特別支援教育の充実
- ⑥ 不登校児童生徒対策の充実
- ⑦ 定住外国人の児童生徒への支援の充実
- ⑧ 幼児教育の充実
- ⑨ 高校教育の充実

3 いのちを守る防災教育の推進

- ① 防災教育の推進

4 地域ぐるみで子どもを育て
る教育活動の推進

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 地域との連携・協働の強化
- ③ 開かれた学校づくりの推進

5 豊かな地域社会を育む生涯
学習の推進

- ① 生涯学習の推進
- ② 文化芸術活動の推進
- ③ 郷土への理解と伝統・文化の保存及び継承

第4章 施策の展開



施策目標 1 安全に安心して学べる教育環境整備の推進

基本施策 1 教育環境の充実と学校施設整備の充実

児童生徒の学習・生活の場である学校施設を安全・安心なものにするため、「石巻市学校施設整備保全計画」に基づき、学校施設設備の計画的な更新を図ります。

良好で質の高い教育環境を確保するため、学習内容に対応した備品、教材の整備を図るほか、児童生徒の読書活動の推進を図るための環境整備として学校図書館の充実を図ります。また、ICT機器を活用したわかりやすい授業の展開を図るため、GIGAスクール構想に基づき児童生徒1人1台端末の整備のほか、各校のICT環境の充実に努めます。

(施策の展開)

- 学校施設・設備の計画的な改築・改修整備
 - ・「石巻市学校施設整備基本計画」に基づき、計画的に学校施設の改築や改修を進めます。
 - ・児童生徒の安全確保のため、随時、学校施設の修繕を行うほか、各設備の定期的な検査を実施します。
- 備品、教材等の整備
 - ・備品及び教材等の計画的な整備と更新を行い、良好な学習環境を提供できるよう努めます。また、学習内容や指導方法に対応した備品及び教材等を整備し、学習環境の質的向上を図ります。
 - ・快適な学習環境を長く維持していくため、備品及び教材等の適切な使用について指導を行います。
- 学校図書館の充実
 - ・児童生徒の読書活動を充実したものにするため、学校図書館の蔵書について計画的な購入及び更新を行い、学校図書館の利用促進が図られる環境整備を推進します。
- ICT環境の充実
 - ・ICT機器の整備を図るほか、教員のICT機器に関する指導技術の向上に努め、ICT機器を使用した効果的な学習の展開を図ります。

基本施策 2 児童生徒の安全の確保

学校防災マニュアルの策定・点検・改善を毎年実施しながら、より実践的な避難訓練を実施するほか、地域住民を交えた避難訓練を実施することにより、各校による地域ぐるみの防災に対する意識啓発を図り、児童生徒の安全を確保する取組を進めます。

災害時を含めた学校施設の事故防止を図るため、定期的な安全点検の実施を徹底し、通学路の点検や学区パトロール等を通し、児童生徒が安心して通学できる環境を整備していきます。

各校における防犯設備の整備や、地域と連携した子どもの安全確保など、防犯対策・安全対策を強化します。

(施策の展開)

●危機管理体制の整備

- 学校の立地する地理的な条件等を考慮した学校防災マニュアルを作成し、マニュアルに基づき地域住民を交えた防災訓練及び学校独自の様々な災害に対応する避難訓練を複数回実施し、地域ぐるみの防災体制の充実を図ります。
- 石巻市学校防災推進会議を開催し、学校防災における課題等を見つけ出し、ワーキンググループの活動による学校防災の一層の充実と改善を図ります。また、安全担当主幹教諭及び担当職員による学校防災マニュアルの点検と改善の指導を毎年行い、マニュアル内容の充実を図ります。
- 学校防災フォーラムの開催により、各学校の防災に関する意識啓発を図ります。
- 防災訓練モデル校を指定し訓練の充実を図るとともに、モデル校における取組を全学校・園に普及し、各校・園での防災体制の整備を図ります。
- 日ごろからの災害に対する備えの重要性について周知を図るなど、学校のみならず家庭に対する防災意識の啓発に努めます。

●施設の災害対策の充実

- 設備、備品等の転倒防止、落下防止策を講じるとともに、教職員による安全点検の実施及び不具合箇所の改善を行い、災害時の事故防止を図ります。

●防犯対策・安全対策の強化

- 各校の地域的な条件や施設の状況に応じ、電子錠等の防犯設備の設置などの防犯対策について、必要な場合は、対策を講じていきます。
- スクールガードやスクールガードリーダーといった学校安全ボランティアの育成を図り、地域と連携した子どもの見守り活動を行います。
- 警察署などの関係機関及び市の関係課と連携し、児童生徒の通学路の安全確保や防犯対策を行います。
- 警察や保健所等の関係機関と連携しながら、交通安全教室、防犯教室や薬物乱用防止教室などを開催し、児童生徒が生涯にわたり安全を確保するために必要な能力を育成する安全教育の推進を図ります。
- 学校及び関係機関と連携を図り、通学路の安全な整備を調整します。

基本施策3 学習機会の平等

子どもたち誰もが社会の担い手となるため、等しく学習機会を確保できるよう、就学援助費の支給や奨学金の貸与を行います。また、地理的に通学が困難な状況にある児童生徒の通学時の安全確保のため、スクールバスの運行等の通学支援を行います。

(施策の展開)

●就学支援の充実

- ・経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費の支給を行い、就学機会の確保を図ります。
- ・経済的理由により修学困難な学生に学資を貸与し、有能な人材の育成を図ります。
- ・様々な就学に関する援助制度について周知し、就学支援の充実を図ります。
- 通学支援の充実
 - ・遠距離通学となる児童生徒に対し、スクールバスの運行等を行い、安全かつ安心に通学できる環境整備に取り組みます。
 - ・学区再編により遠距離通学となる児童生徒に対し、通学支援事業の内容について検討を行い、通学手段の確保を図ります。

基本施策4 教職員の資質能力の向上

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、よりよい授業づくりや質の高い教育活動を実践するための教職員研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

また、教員が児童生徒と向き合える時間の確保など、教員が指導に専念できる環境づくりを推進し、学校が抱える様々な課題に対応していくため、学校の組織力向上を図ります。

(施策の展開)

- 教職員研修の充実
 - ・「指導力向上研修」を実施し、学習指導の改善を図るとともに、経験年数に応じた指導力の向上を図る研修会を実施します。また、研修内容を確実に校内に周知し実践していくよう努めます。
 - ・外部講師を活用するなど、多彩な人材を講師とした研修会を実施し、豊かな人間性を持つ教員の育成に努めます。
 - ・講師等を対象とした研修を実施し、学校全体の指導力の向上を図ります。
 - ・教職員が取り組むべきことをまとめた「石巻市立学校教職員スタンダード」を徹底させ、石巻市全体の学習指導力の向上を図ります。
- 教員が指導に専念できる環境づくり
 - ・教育活動や学校活動の精選、外部人材の活用、学校事務の共同実施の円滑な運用、ICTの活用の推進など、時間的な余裕を創出することにより、学校全体で教員が子どもたちと向き合う時間を確保します。
 - ・教員と事務職員等との役割分担など組織としての学校づくりを進めます。
- 学校の組織力の向上
 - ・様々な教育課題に学校が組織として対応していくため、校内において協議の場やケース会議を積極的に開くなど、学校運営について校内で共通理解を図り、同じ方針で対応していくことを徹底します。
 - ・適正な校務分掌により、教職員が各自の役割を果たし、指導体制、学校経営体制の充実を図ります。

基本施策5 小・中学校の適正規模と適正配置の実現

児童生徒が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の能力を伸ばしていくことができる良好な教育環境を確保するため、地域の実情に応じて学校規模の適正化の実現を図ります。

また、小規模校においては、小規模校の良さを生かした教育効果の確保のための取組を推進します。

(施策の展開)

●学校規模の適正化の実現

- ・石巻市立小・中学校学区再編計画に基づき、地域住民との合意形成を丁寧に行い、学校の統廃合を進め、学校規模の適正化の実現を図ります。

●小規模校における教育効果の確保

- ・開かれた教育課程を実施することにより、地域の教育資源を最大限に生かした教育活動の展開など特色あるカリキュラム編成や、一人一人の学習状況に応じたきめ細かな指導など、少人数を生かした指導を充実させ、教育効果の確保に努めます。
- ・小中学校の連携も含め近隣の学校との合同授業や合同教育活動の実施、体験活動の実施、学校教育活動への地域人材の参画などにより、児童生徒の社会性の涵養や多様な考えに触れる機会を確保するとともに、切磋琢磨する態度や向上心を高めるための方策を取り、小規模校のデメリットをなくす取組を推進します。
- ・学校間で教材、教具等を共同利用するシステムの構築や複数校間における合同研修会の実施などにより、教育活動の充実を図ります。

施策目標 2 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実



基本施策 1 確かな学力の向上

新たなICT環境の活用等をとおして、支援が必要な児童生徒に効果的な指導を行ったり、学習進度等に応じて柔軟に教材を提供したりする指導の個別化を図ります。また、探究的な学習や体験活動等を通じ、教師と児童生徒、子ども同士の関わり合いをとおして協同的な学びを充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行います。その土台として、家庭と連携しながら学習習慣の形成、読書活動の推進を図ります。

(施策の展開)

●基礎・基本の確実な定着

- ・全国学力・学習状況調査の結果を分析し、指導方法を改善しながら、学力の向上を図ります。
- ・8つに分けた推進地区ごとに行っている、子どもたちの学びへ向かう力の育成と諸活動への意欲向上のための取組について、学校からの情報発信、実践報告会や実践事例集の作成などにより情報を共有し、教師の指導力の向上を図ります。

●学習意欲の向上

- ・教職員の研修会を通して指導力の向上を図り、子どもたちが「わかる」ことを「うれしい」、「楽しい」と思える協同学習の実践により、子どもたちの学びに向かう意欲を高めます。
- ・学んだ知識を活用し、仲間と協力して課題解決する活動を通して達成感を実感できる取組を推進し、主体的に学びに向かう気持ちを高めます。

●学習習慣や生活習慣の定着

- ・児童生徒の学習意欲や習熟度に応じ、放課後や長期休業を活用した補習授業を実施し、きめ細かな指導の充実を努めます。
- ・リーフレットや学校だより、学校WEBページ等での学校の取組を情報発信しながら、家庭と連携し学習や諸活動への意欲向上を図ります。
- ・家庭学習について適切に評価して学習意欲を喚起し、家庭学習の習慣化を図ります。

●指導方法の工夫・改善

- ・少人数指導等による児童生徒の習熟度に応じた学習機会の提供や、個に応じた指導力の向上など、児童生徒一人一人に応じた指導の充実を図ります。
- ・学校生活や地域の課題について子どもたちで話し合い、解決策を考える取組など「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習・指導方法の工夫・改善を図り、子どもたちの思考力、判断力、表現力等の育成を図ります。
- ・指導力向上研修会を実施し、教員の指導力の向上を図ります。

●読書活動の推進

- ・読み聞かせボランティアやホームルームの時間などを活用した読書活動を推進します。

- ・学校図書館司書を配置し、子どもたちの学校図書館の利用促進に努め、読書に親しむ環境づくりを推進します。

基本施策2 豊かな心の育成

子どもたちに豊かな人間性と社会性、自然や美しいものに感動する心、自他の生命の尊重、自己有用感の醸成、他者への思いやりや感謝の気持ち、人間関係を築く力、公共の精神、正義感や公正さを重んじる心、主体的に判断し、適切に行動する力を育むため、人権教育や道徳教育、いじめの防止に向けた取組、心に響く啓発的な体験活動などを推進します。併せて、子どもが安心して過ごせるよう震災後の子どもの心のケアも継続して行います。また、「みやぎの志教育」を意識しながら、学校における体験活動を推進し、児童生徒が勤労観・職業観を身に付けるためのキャリア教育の充実を図ります。

(施策の展開)

●道徳教育の推進

- ・自分事として「考え、議論する」道徳の授業で道徳性を育み、日常生活の中に生かしていく道徳的実践力の育成を図ります。
- ・家庭や地域と連携し、人とかかわる上で大切な社会的なルールやマナーを教えるなど、子どもの道徳心を育む取組を行います。
- ・日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる心を育てます。
- ・子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己有用感と自尊感情、他者への思いやりや感謝の気持ち、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力を育むため、人権教育や道徳教育、いじめ、暴力行為の防止に向けた取組、啓発的な体験活動などを推進します。

●いじめ、暴力行為の防止に向けた取組の推進

- ・生活アンケート調査の実施、日常生活の見取りなどにより、いじめの早期発見と早期対応を行い、いじめの認知から解消まで指導を徹底するとともに、解消後も再発しないようフォローしていくなど、いじめ防止に向けた校内体制の整備と組織的対応の迅速化を図ります。
- ・いじめをなくす風土づくり「標語と心のメッセージ集」を活用し、いじめについて子どもたちが話し合い、未然防止や解決について話し合い、いじめはいけないものという意識を育てる取組を推進します。
- ・各校に配置されるいじめ・不登校対策担当者の活用を図り、組織的対応をしながら、いじめの未然防止や解決に向けた取組を推進します。

●人権教育の推進

- ・児童生徒一人一人を認め、尊重することにより、自己有用感を高め、自尊感情を育てるとともに、他者を尊重する心を育てる取組を推進します。

●体験活動の推進

- ・地域に目を向ける活動を重視し、ボランティア活動や福祉体験等を通して、公共の精神を育む取組を推進します。
- ・就学前から福祉体験や自然体験など、様々な体験活動を通し、子どもたちの情操を育む取組を推進します。

●豊かな感性を育てる教育の推進

- ・音楽家などによる出前講座など、定期的なアウトリーチ事業の展開を図ります。
- ・野外活動などの自然体験活動の充実を図ります。
- ・地域の教育力（人・自然・文化等）を活用した体験活動を通して豊かな心を持つ子どもを育成します。

●震災後の子どもの心のケア

- ・児童精神科医による子ども支援関係者会議や個別相談を行い、関係機関との連携や児童生徒やその保護者、教員に対する相談活動支援や指導の充実を図ります。

基本施策3 健やかな体の育成

子どもたちが生涯にわたり健康でたくましく社会を生き抜いていくために、運動のよさや楽しさを実感できるような取組を行うとともに、運動に親しむ機会を充実させることにより、基礎体力の向上を図ります。

食生活や生活習慣の乱れから生じる肥満、生活習慣病の低年齢化のほか、食物アレルギーなどの現代的な健康課題に対応するため、学校保健、学校給食、食育の充実を図り、望ましい食習慣の形成と定着を図ります。

(施策の展開)

●体力・運動能力の向上

- ・幼児期からの遊びを通し、体を動かすことの楽しさを実感させることにより、基礎体力の向上を図ります。
- ・体を動かすことを「楽しい」と感じることにより、自発的に運動しようとするきっかけづくりを行い、運動することに対する意識を変える取組を行います。
- ・家庭との情報共有や連携を図ることにより、運動することへの意識付けを行います。

●学校における子どもの運動やスポーツに親しむ機会の充実

- ・体育の授業以外での学校教育活動の中で、運動する時間を意図的に設定するなど、学校における運動機会を充実させ、体力の向上を図ります。
- ・スポーツ選手との交流やイベントへの参加、スポーツ観戦など、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。
- ・放課後に児童生徒が身近で安全に遊べる場所として、放課後の学校施設の活用など体を動かすことのできる場所の整備に取り組みます。
- ・震災の影響で児童生徒の運動量が減少していることから、運動場所・種目の工夫や業前・業間などの時間を利用するなど、体力の低下を解消する取組を行います。

●健康管理・保健衛生の指導の充実

- ・正しい生活習慣を身につけるよう、家庭と連携して子どもたちの健康保持に努めます。
- ・アレルギー対策、薬物乱用防止、感染症の予防などについて、子どもたちが正しく理解し適切に実践できるよう家庭と連携した保健衛生の充実を図ります。
- ・定期健診や検査業務を実施し、健康に係る指導・助言を行うことにより、児童生徒の健康の保持増進を図ります。

●食育の充実

- ・「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、実践につながるよう家庭と連携しながら、食育の推進を図ります。
- ・学校給食への地場産品の活用、地域の郷土食や行事食の提供、給食時間や授業を活用し「食」の選択力を身に付けるなど、学校における食育の推進を図ります。

基本施策4 現代社会に対応した教育の推進

急速な国際化の進展に対応できる人材の育成を図るため、国際理解教育・外国語教育の充実を図ります。

また、高度情報化社会に対応するため、ICT機器を有効に活用した学習活動を展開するとともに、情報モラルについても学ぶ情報教育の充実を図ります。

社会的な課題や地域の課題について、体験活動を通じて学ぶ福祉教育や環境教育の充実、社会の一員としての意識を育む教育の推進、そして、将来、社会人・職業人として自立する上で必要な態度と能力を育成するキャリア教育の推進を図ります。

(施策の展開)

●国際理解教育・外国語教育の充実

- ・小学校から中学校、中学校から高等学校への授業への円滑な移行を図るため、小中の連携推進と教員の指導力向上に努めるとともに、ALTや小学校外国語指導補助員を有効に活用することで、外国語教育の充実を図ります。
- ・ICT機器や外部人材の活用など、教科となった小学校高学年における外国語教育の指導体制の充実を図ります。
- ・海外経験の豊富な社会人や地域在住の外国人と交流する機会等を設けることで、異文化理解を図り、国際的な視野を持つ人材の育成に向けた国際理解教育を推進します。

●情報教育の充実

- ・タブレット端末を積極的に活用し、授業の改善を図ります。
- ・ICT機器活用による分かりやすい授業の実践のため、研修の実施等により教員の指導力の向上を図ります。
- ・社会の情報化に対応するため、家庭と連携し、インターネットに関する正しい知識を広め、情報モラルの育成を図ります。

●福祉教育の充実

- ・老人介護施設等の訪問や介護体験、保育体験など、異世代との交流を通じた心に響く福祉体験活動の一層の充実を図ります。
- ・他人を思いやる心や感謝の心、共に生きようとする心の育成と豊かな人間性の伸長を図ります。
- ・社会福祉協議会活動への協力など、学校におけるボランティア活動の推進を図ります。

●環境教育の充実

- ・地域緑化活動、エコ活動、3R活動などを通し、SDGsと関連付けながら環境とよりよく関わろうとする態度の育成を図ります。

●社会参画の意識を育む教育の推進

- ・様々な課題に対する問題意識とそれに対する解決策を自分たちで調べ、話し合いの中から見出していく取組を通し、社会の一員としての資質、態度を育成します。

●キャリア教育の推進

- ・望ましい職業観、勤労観を育む職業体験活動の充実を図ります。
- ・県の「みやぎの志教育」を踏まえ、石巻市教育委員会が作成した「キャリアパスポート」を活用し、人や社会とかがかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で自分が果たすべき役割を考えさせながら、よりよい生き方を求めていく態度を養います。

基本施策5 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに合った指導の充実や、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進、特別支援教育支援員の活用など学習支援体制の強化を図ります。また、特別支援教育共同実習所での実習を通して、障害のある生徒の社会参加を見据えたキャリア教育の充実を図ります。就学相談活動や定期巡回相談では、障害のある子どもが多様な進路の選択ができるよう、教育的ニーズを的確に把握し、切れ目のない連続性のある支援の充実を図ります。

(施策の展開)

●学習支援体制の強化

- ・児童生徒一人一人の個別の教育支援計画に基づき、その子どもの発達段階や障害の実態に合った指導の充実を図ります。
- ・指導方針や支援計画について話し合う校内委員会の活性化など、指導に関して校内での共通理解を図り、学校全体で取り組む体制づくりを行います。また、必要に応じスクールソーシャルワーカー等、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導の充実を図ります。
- ・障害のある子どもが他の子どもと共に教育を受けられるよう、「合理的配慮」及び「基礎的環境整備」を行い、インクルーシブ教育の推進を図ります。

- ・研修会の実施などを通し、障害のある子ども一人一人に合った教育を行う教員の指導力の向上を図ります。また、各校に配置されている特別支援教育支援員の特別支援教育に関する理解を深め、資質向上を図ります。
- 特別支援教育共同実習所の充実
 - ・共同実習所では、障害のある生徒が社会に適応し、社会人として自立するために、一人一人の能力に応じた職業に対する知識や技能、心構えを身に付けさせ、社会参加を見据えたキャリア教育の充実を図ります。また、市内の中学生が合同で実習を行う本施設の特徴を生かしながら、人間関係の形成に不可欠な協調性や責任感、信頼、友情などの心情面の育成を図ります。
- 就学相談の充実
 - ・関係各課とのワーキンググループを立ち上げ、定期的な打合せを行い、情報と指導方針の共有を図ります。
 - ・幼稚園・保育所・こども園、保健師等と連携を図り、未就学児（年中児）の保護者を対象とした就学前説明会を行うなど、発達障害等の早期発見に努め、継続的な支援を行っていきます。
 - ・各支援学校と連携し、就学相談の充実を図ります。

基本施策6 不登校児童生徒対策の充実

小中の情報交換、相互交流など中学校区全体で取り組む体制づくりを行うほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制づくり等を通して、行きたくなる魅力ある学校づくりを推進し、不登校児童生徒を生まない取組を行います。また、不登校の児童生徒に対しては、石巻市適応指導教室や石巻市子どもサポートハウスと連携をとり、学習機会の保障を図りながら、学校復帰を目指し、学習面・生活面において継続的な支援を行います。

(施策の展開)

- 不登校児童生徒を生まない校内体制づくり
 - ・定期的な生活アンケート、チャンス相談の実施により、児童生徒一人一人の発言や行動に気を配り、児童生徒が抱える心の悩みや相談事に丁寧に対応していきます。
 - ・いじめ・不登校対策担当を中心として、不登校への対応・未然防止のための校内体制を整備し、全職員の共通理解・共通行動によって不登校児童生徒を生まない指導を行います。
 - ・不登校支援の研修会により、教職員の対応力の向上を図るとともに、関係機関と連携してケース会議を実施し、学校として組織的な対応を行い、不登校児童生徒を生まない学校づくりを推進します。
- スクールカウンセラー等の活用による相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラーが予防的な対応を行うために、校内の生徒指導に関する会議（生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会、ケース会議等）を定期的に

開催してスクールカウンセラーが指導及び援助できる体制を作り、組織的な対応が図れるようにします。

- ・学校・学年便り、ホームページ等で広く保護者や地域の方々にスクールカウンセラーやその活動を紹介通知するとともに、保護者会やPTA総会などの場を利用してスクールカウンセラーを紹介し、その役割や仕事の内容、相談実施日を説明するなど相談しやすい環境を整えます。

●不登校児童生徒への支援の充実

- ・石巻市適応指導教室（けやき教室）の活用により、不登校児童生徒の状況、心情に応じたカウンセリングや相談を行い、生活面、学習面の課題を解決しながら、学校生活への適応に向けて支援を行います。
- ・子どものサポート事業として実施している適応サポート事業、心のサポート事業、学びのサポート事業を子どものサポートハウスによって、不登校児童生徒、別室登校の児童生徒、学習継続困難要因を抱える児童生徒など、それぞれが抱える課題に応じて適切な調整を行い、総合的なサポートを行います。

基本施策7 定住外国人の児童生徒への支援の充実

定住外国人の児童生徒は、年々増加するとともに、多国籍化する傾向にもあります。日本語の習熟度や日本文化への理解度などは一人一人異なっており、学校生活への適応が難しくなっているケースも少なくありません。

授業における学習支援や日本語指導、他の児童生徒とのコミュニケーションの仲介等を担う定住外国人就学支援員の配置によって、定住外国人の児童生徒が学校生活に適応し、安心して学ぶことができるよう支援体制の充実を図ります。

(施策の展開)

●定住外国人の児童生徒への指導の充実

- ・放課後などを利用した補習授業など、定住外国人の児童生徒の学習の理解を深める取組を行います。
- ・関係課、定住外国人就学支援員、家庭と連携しながら、日本の文化や生活習慣への理解を深めるような取組を進め、定住外国人の児童生徒の学校生活への円滑な適応に向けた支援を行います。

●学習支援体制の充実

- ・年々増加・多国籍化する定住外国人の児童生徒に対応するため、関係課や市内の国際交流団体などと連携しながら定住外国人就学支援員の人材確保と配置の充実を図ります。
- ・研修会の実施などにより、定住外国人就学支援員の資質向上を図るとともに、定住外国人就学支援員が、一人で問題を抱えず十分に力を発揮できるように、学校と教育委員会が情報交換を密に行いながらフォローを行います。

基本施策8 幼児教育の充実

小学校への移行を円滑に進めるため、幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携の推進を図るほか、障害のある幼児に対する教育的支援の充実、教育・保育内容の充実を図るための教員・保育士の資質向上に努めます。また、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う学ぶ土台づくりの時期ととらえ、家庭や幼稚園・保育所・こども園、小学校と連携しながら推進します。

(施策の展開)

- 幼稚園・保育所・こども園、小学校との連携の推進
 - ・幼児教育と小学校教育が円滑に接続するよう、交流学习や相互参観の実施などを図り、幼児と児童や職員同士が相互に交流するとともに、相互理解を深め幼こ保小の連携を推進します。
 - ・モデルとなる地区の幼稚園・保育所・こども園と小学校の幼こ保小連携の取組の成果を市内全域で共有し、カリキュラムの改善に取り組みます。
- 幼児への特別な教育的支援の充実
 - ・障害のある子どもに対し、一人一人の発達状態に応じた適切な教育的支援を行います。
 - ・距離的な関係からことばの教室への通級が難しい子どもたちにも対応していきます。
 - ・障害のある幼児が小学校に円滑に移行できるよう、就学相談、就学指導を通じた私立幼稚園・保育所との連携を図ります。
- 教育・保育内容の充実と教員・保育士の資質向上
 - ・教育・保育内容の評価制度の実施や教員・保育士を対象とした研修会の実施など、市長部局と連携しながら、教員・保育士の資質能力の向上を図ります。
 - ・子ども一人一人に合った教育を行うための教員の指導力の向上を図ります。
- 幼児期の「学びの土台づくり」
 - ・子どもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲を育み、健全な生活を送る態度を身に付けることを目指して、親子間の愛着形成の促進、基本的生活習慣の確立、豊かな体験活動による学びを促進するなど、「学びの土台づくり」について家庭や幼稚園・保育所・こども園が連携して取り組めるよう啓発を図ります。

基本施策9 高校教育の充実

県内で唯一の公立の女子高等学校である桜坂高等学校に通学する生徒たちが、新たな時代を切り拓き、急激に変化する社会を生き抜くために必要な力を身に付けることができるよう、地域における桜坂高等学校の社会的役割を明確にしたうえで、教育内容の更なる充実、地域と連携したキャリア教育の推進を図り、地域社会に貢献できる人材の育成を目指し、魅力ある学校づくりを推進します。

(施策の展開)

- 魅力あるカリキュラムの提供、教育内容の充実

- 女子高等学校としての特色を生かしたカリキュラムを提供するほか、地域資源を活用した教育の充実を図ります。
 - 「1人1台の学習者用端末」を総合的な探究の時間を含めた授業をはじめ、学校行事や特別活動等で活用することによって、自ら必要な情報を収集し、判断し、処理する力を育成するとともに、集めた情報をもとに他者と対話し、合意形成を図るために必要なコミュニケーション力を育成します。
 - 地域資源を活用し、地域と連携した特色あるカリキュラムの提供など、様々な取組を通して、桜坂高等学校の魅力を積極的に発信します。
- 進路指導の充実
- 総合的な探究の時間（桜坂タイム）の取組などを通して、生徒が地域の良さや課題を知り、深く探究するとともに、よりよい社会づくりに参画するために必要な資質・能力等を育成するシチズンシップ教育を推進します。
 - 外部機関との連携や地元企業へのインターンシップなどの体験的な学習を通して、急激に変化する社会に必要な能力や態度を育成するキャリア教育の充実を図ります。



施策目標 3 いのちを守る防災教育の推進

基本施策 1 防災教育の推進

東日本大震災を経験していない教職員や児童生徒が増える中、震災を教訓とし様々な災害に備え、対応することを学ぶ防災教育副読本の活用や、復興・防災マップづくりなどを通して、震災の伝承と防災教育の推進を図り、児童生徒及び教職員の災害対応力の向上を図ります。

また、研修会の実施により、教職員の防災教育指導力の向上を図ります。

(施策の展開)

●防災教育の充実

- ・防災教育副読本や実践事例集の活用を促進し、各校の立地する地理的な条件を考慮しながら、効果的な防災教育の推進を図ります。
- ・震災伝承施設等を活用し普段から災害への意識付けを行うほか、様々な場面を想定した実践的な避難訓練を実施して、児童生徒の災害対応力の向上を図ります。
- ・復興防災マップづくりを通し、被災経験のない児童生徒が震災の事実と向き合い、避難路や避難場所等防災面の認知につなげていく体験的な防災教育の推進を図ります。また、マップづくりを通し地域を知ることにより、地域への愛情や、復興に向けた地域に対する貢献の気持ちを育てます。
- ・防災教育に関する研修会を実施し、各校の防災主任、安全担当主幹教諭の災害対応力と防災教育指導力の向上を図ります。また、その成果を校内での研修に生かしていきます。

施策目標4 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進



基本施策1 家庭の教育力の向上

すべての保護者が自信を持って安心して家庭教育を行えるよう、今後も家庭教育学級の開催など、家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、学校の一入入学などの様々な機会を活用した家庭教育に関する啓発の推進や相談活動を行います。

家庭教育支援チームや保護者同士の交流による情報交換など、相互学習の機会を提供します。

(施策の展開)

●家庭教育に関する学習機会の提供

- ・家庭教育学級を開催するに当たり、一日入学など、多くの保護者が集まる機会を利用するほか、家庭教育学級合同学習会を開催します。また、アンケートなどを参考に、保護者の要望に応じた内容にするなど、開催方法を工夫することにより、参加の促進を図ります。
- ・父親対象の研修会の開催など父親の子育て参加を促進します。
- ・家庭教育学級や子育てサポーター養成講座への祖父母の参加促進など、祖父母の家庭教育への参画を促進します。

●家庭教育に関する啓発の推進

- ・宮城県の「はやね、はやおき、あさごはん」推奨運動や、石巻市の「5つのトライ！い・し・の・ま・き」を学校だより等により家庭に周知し、家庭における実践を推進します。
- ・スクールソーシャルワーカー等と連携し、子どもの育ちに関する悩みや不安に対する相談に対応し、関係機関等に関する情報提供を行います。

●相互学習、相互交流の機会の創出

- ・子育てサロンを開催し、家庭教育支援チームや保護者同士が交流を図ることにより、家庭教育に関する情報交換など相互学習の機会を提供します。
- ・家庭教育支援チーム員を確保するため子育てサポーターの養成を推進するなど、地域で家庭教育を支えていく体制づくりを行います。
- ・石巻市PTA協議会や父母教師会と連携し、保護者の学校活動や社会活動への参加促進を図り、保護者同士のネットワークづくりを支援します。

基本施策2 地域との連携・協働の強化

学校と地域とが連携・協働し、防犯面や交通安全対策など、子どもたちの安全確保と健全育成のための体制づくりを行います。

また、地域において、児童生徒が様々な体験をすることのできる機会を確保していくため、地域と学校が連携・協働して学習活動を行う仕組みづくりを推進します。

(施策の展開)

- 地域との連携による子どもたちの安全確保・健全育成
 - ・地域の人々の参画を得て、子どもたちが体験活動・交流活動を行う放課後子ども教室を開催し、放課後の子どもたちの居場所づくりを進めます。
 - ・地域住民による防犯パトロールや交通安全対策など、地域と連携した子どもたちの見守り活動を行います。
 - ・中高生のジュニア・リーダーを育成するとともに、子ども会活動での活用を通して異年齢間の交流や地域貢献活動への参加を促進し、地域との連携を深めます。
- 地域との連携・協働による学習活動の充実
 - ・学校と地域とを結ぶ学校支援地域コーディネーターが中心となり、地域ボランティアが学校の教育活動の支援を行う体制をつくり、協働教育の充実を図ります。
 - ・研修会の実施などにより、学校支援地域コーディネーターの育成と調整・統括役としてのスキルの向上を図ります。
 - ・地域の教育資源・地域人材を生かした学習活動や学校から地域への情報発信により、地域と子どもたちの交流機会を創出し、地域住民の教育活動への参画を促進します。

基本施策3 開かれた学校づくりの推進

開かれた学校づくりの一環として、コミュニティ・スクールの導入を推進し、学校と地域が学校の運営方針や育てたい子ども像、地域の課題などを共有し、一体となってより質の高い教育の実現を目指していく仕組みの整備に努めます。また、学校からの情報発信を積極的に行うことにより、地域住民の学校の教育活動に対する理解を促進し、地域との連携による学習活動を進めやすい環境をつくります。

(施策の展開)

- 学校からの情報発信の充実
 - ・開かれた教育課程の一環として、学校のホームページの定期的な更新や学校だより等で学校からの情報提供を積極的に行い、学校の活動に対する理解の促進を図り、地域と連携して教育活動を行いやすい環境づくりを推進します。
 - ・教職員のホームページ作成の技術向上を目的とした研修会の開催や石巻市視聴覚センターの活用など、学校のホームページ作成を支援し、ホームページの内容の充実を図ります。
- 地域の声を生かした学校運営の充実
 - ・学校評価の結果の公表により、学校運営に関する課題を地域住民、保護者、学校が共有するなど、学校評価を充実したものにする事により、よりよい学校運営の推進に努めます。
 - ・学校運営協議会の設置の流れへの対応により、地域住民の学校運営への参画促進を図ります。

施策目標5 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進



基本施策1 生涯学習の推進

市民の学習ニーズに応じた学びができるよう、ホームページなどを通じた講座情報、指導者情報の提供など、学習機会の充実を図ります。また、市民が学習活動に参加しやすい環境づくりや学ぶ人たちのネットワークづくりなど、市民の学習環境の充実を図ります。

学習成果を活用し、互いに学び合う生涯学習活動の推進を図るため、指導者の養成と学習成果を地域社会へと還元していく仕組みづくりを行います。

(施策の展開)

●学習機会の充実

- ・市民の学習ニーズを把握し、ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習機会を提供していきます。
- ・ホームページや市報への掲載により、講座情報や指導者情報等の市民の知りたい学習情報を提供していきます。
- ・子ども向け講座の開設など、多様な学びと体験の機会を確保していくため、学校以外で子どもたちが学ぶ機会の充実を図ります。

●学習環境の充実

- ・学校施設の開放など、学校施設の有効活用により学習活動の場の充実を図ります。
- ・図書館の利用促進を図り、市民が読書に親しめる環境づくりを行います。
- ・公民館を地域づくり学習センターとして位置付け、次世代のまちづくりを担うリーダー人材の発掘及び育成を行うとともに、市民の学習と地域づくりや文化振興の場として機能の充実を図ります。
- ・市民が学習情報の交換や共有を行える場の環境づくりを行い、市民の自発的な学習活動を支援します。

●学習成果の活用と指導者の養成

- ・石巻市民大学「まなび舎」の講座修了者が、学習成果を生かして講座を開設する機会を確保するなど、地域の中で学んだ成果を生かしていくことのできる仕組みづくりを行います。

基本施策2 文化芸術活動の推進

市民が文化芸術を身近に感じられる環境をつくるため、文化芸術に関する情報提供や、文化芸術鑑賞や文化芸術体験など文化芸術に触れる機会、また、文化芸術活動の発表の機会の提供を積極的に行っていきます。

令和3年度に供用が開始された複合文化施設を拠点に、文化芸術に触れる環境の充実を図ります。

市民の文化芸術活動を推進するため、文化芸術活動を行う団体との連携強化を図るほか、補助金の交付や団体同士の交流促進など、文化芸術活動への支援を行います。

(施策の展開)

●文化芸術に触れる機会づくりの推進

- ・ホームページや市報への掲載等により、公演や発表会、展覧会など、文化芸術に関する情報提供を積極的に行い、市民が文化芸術に関する情報を入手しやすい環境をつくります。
- ・文化芸術鑑賞、文化芸術体験など、学校教育活動の中で児童生徒が文化芸術に触れる機会をつくり、子どもたちから優れた文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、市美術展や芸術文化祭を推進し、市民による文化芸術活動の発表の機会をつくります。
- ・旧観慶丸商店など、街中の施設を活用し、身近に文化芸術に触れることのできる環境を整備します。
- ・石巻市博物館において、市域や所蔵資料の調査研究に基づいた企画展を年2回、特別展を年1回実施し、市民が文化・芸術に触れる機会を提供することで、石巻市の歴史・文化に対する理解を深めるとともに、心の豊かさの醸成を図ります。

●文化芸術に触れる環境の充実

- ・市民が安全・安心に利用できる施設であるよう設備の整備を図ります。

●文化芸術活動への支援

- ・文化芸術活動を行う団体との連携を強化し、市民の文化芸術活動を支援します。
- ・文化芸術活動を行う団体に対する補助金の交付などによる活動支援や、合同文化祭の開催などを通じた文化芸術活動の団体同士の交流促進を図ることにより、市民の文化芸術活動の推進を図ります。

基本施策3 郷土への理解と伝統・文化の保存及び継承

文化財の現況についての調査研究や、伝統文化・伝統芸能の後継者への支援及び育成を行うことにより、文化財、伝統文化・伝統芸能といった文化遺産を次世代へ継承していく取組を行います。

学校教育活動の中で児童生徒が伝統文化・伝統芸能に触れる場を設けるほか、市民が文化遺産について理解を深めることができるよう、展示や講演会等による学習機会の充実を図り、市民が文化遺産をより身近に感じることで、地域一体となって、保存・継承へとつなげていく取組を推進します。

(施策の展開)

●文化遺産の保護・保存の推進

- ・市内の文化財の現況把握や調査研究を進め、その成果を市民に分かりやすく提供することにより、市民の文化財に対する関心を高めるとともに地域と一体になって保護の推進を図ります。
- ・伝統芸能を継承している団体や伝統文化の後継者への支援とその育成を行うことにより、伝統文化・伝統芸能の次世代への継承を図ります。

- ・毛利コレクションの全体像を把握するため、未調査資料（約 1 万点）の調査・整理を実施し、その成果を展示を通じて公開することで、市民に還元し、市民の地域への興味・関心を高めます。
- ・石巻市博物館では、資料の寄贈や購入により、石巻市独自の豊かなコレクションを形成し、それらを公開することで、市民の知的財産の増進と文化活動の活発化に寄与します。
- 伝統文化・伝統芸能に関する学習機会の充実
 - ・社会科副読本の活用、総合的な学習の時間や学校行事などを通し、伝統文化・伝統芸能に児童生徒が触れる機会をつくり、地域の歴史や文化に対する興味関心を高め、地域への愛着と伝統文化・伝統芸能を保存・伝承する心を育てる取組を推進します。
 - ・伝統文化や伝統芸能、文化財についての講演会や資料展示を充実させるなど、市民が伝統文化等について理解を深めることのできる取組を推進します。
- 文化遺産の活用
 - ・文化遺産施設を文化活動の場として文化団体等市民に活用してもらうことで、市民の文化遺産に対する親しみと理解を深め、保存と伝承する心の育成を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、家庭や地域、学校、行政の協働体制を整えていくため、計画の内容について、ホームページなどの活用により分かりやすく情報発信していきます。

また、子育てや福祉に関する施策と関連していることから、関係部署と連携を深めながら計画の推進に努めます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにしていくためPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、進行管理を行うとともに点検・評価を実施し、結果を活用した計画推進に努めます。また、自己評価のほかに学識経験者による第三者評価を実施し、その結果について、報告書としてまとめ公表します。点検及び評価の結果を明らかにすることにより、開かれた教育行政の推進に努めます。

第2期石巻市教育振興基本計画

令和4年3月発行

発行・編集 石巻市教育委員会

連絡先 石巻市教育委員会教育総務課

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

TEL 0225-95-1111

FAX 0225-22-5160

Eメール isbdedsdgn@city.ishinomaki.lg.jp

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>
